第二百十七号議案

東京都地方卸売市場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

東京都地方卸売市場条例の一部を改正する条例

東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条―第三条）」を「（第一条・第二条）」に、「開設及び卸売の業務についての許可等（第四条―第十四条）」を「地方卸売市場の認定（第三条・第四条）」に、「規制及び監督（第十五条―第二十七条）」を「監督等（第五条―第九条）」に、「（第二十八条―第三十五条）」を「（第十条―第十三条）」に改める。

第一条中「開設及び地方卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等」を「認定及び監督等」に改める。

第二条第三項中「中央卸売市場以外の卸売市場であつて、次の各号の一に該当するもの」を「法第十三条第一項の規定により知事の認定を受けた卸売市場」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「第四条の規定により知事の許可を受け、その許可に係る地方卸売市場を設置してその経営を行う」を「地方卸売市場を開設する」に改め、同条第五項中「第七条第一項の規定により知事の許可を受け、その許可に係る」を削り、同条第六項及び第七項を削る。

第三条を削る。

「第二章　開設及び卸売の業務についての許可等」を「第二章　地方卸売市場の認定」に改める。

第四条及び第四条の二を削る。

第五条の見出しを「（欠格事由）」に改め、同条第一項中「第四条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可」を「法第十四条において準用する法第五条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十

三条第一項の認定又は法第十四条において読み替えて準用する法第六条の変更の認定（以下「認定等」という。）」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを削り、同条第二項を削り、第二章中同条を第三条とする。

第六条から第七条の二までを削る。

第八条の見出し中「の部類」を削り、同条中「の部類」を削り、「の各号に掲げる部類」を「に掲げる品目」に改め、同条の表一の項中「青果部」を「青果物」に改め、「を主たる取扱品目とし、」を削り、「業務規程」の下に「（法第十三条第三項に規定する業務規程をいう。以下同じ。）」を加え、「を従たる取扱品目とするもの」を削り、同表二の項中「水産物部」を「水産物」に改め、「を主たる取扱品目とし、」及び「を従たる取扱品目とするもの」を削り、同表三の項中「食肉部」を「食肉」に改め、「を主たる取扱品目とし、」及び「を従たる取扱品目とするもの」を削り、同表四の項中「花き部」を「花き」に改め、「を主たる取扱品目とし、」を削り、「生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの」を「農産物等」に改め、同条を第四条とする。

第九条から第十四条までを削る。

「第三章　業務についての規制及び監督」を「第三章　業務についての監督等」に改める。

第十五条から第二十四条までを削る。

第二十五条中「規則」を「東京都規則（以下「規則」という。）」に、「前条第一項の」を「地方卸売市場において取り扱う」に改め、第三章中同条を第五条とする。

第二十五条の二を削る。

第二十六条第一項中「この条例」を「法及びこの条例」に、「卸売業者に」を「卸売業者（卸売をする市場の開設者を兼ねている場合に限る。以下同じ。）に」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とし、第二十六条の二を第七条とする。

第二十七条中「又は地方卸売市場における卸売の業務」及び「又は卸売業者」を削り、同条を第八条とし、第三章中同条の

次に次の一条を加える。

（認定の取消し）

第九条　知事は、開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、法第十三条第一項の認定を取り消さなければならない。

一　その業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

二　開設者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

三　開設者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第二十八条を削る。

第二十九条中「行なう」を「行う」に改め、第四章中同条を第十条とする。

第三十条及び第三十一条を削る。

第三十二条の見出し中「許可等」を「認定等」に改め、同条中「第四条若しくは第七条第一項の許可若しくは第十二条第一項若しくは第二項の認可（以下「許可等」という。）」を「認定等」に、「許可等を」を「認定等を」に、「第五条第一項第四号から第六号まで、第九条第四号から第六号まで、第十二条第四項第四号から第六号まで及び同条第六項第四号から第六号まで」を「第三条各号又は第九条各号」に改め、同条を第十一条とする。

第三十三条中「許可等」を「認定等」に、「第五条第一項第四号から第六号まで、第九条第四号から第六号まで、第十二条第四項第四号から第六号まで及び同条第六項第四号から第六号まで」を「第三条各号又は第九条各号」に改め、同条を第十二条とする。

第三十四条を削り、第三十五条を第十三条とする。

附　則

1　この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

2　この条例の施行の日前に、この条例による改正前の東京都地方卸売市場条例（以下「改正前の条例」という。）又は改正

前の条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の東京都地方卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）又は改正後の条例に基づく規則中これに相当する規定があるときは、改正後の条例又は改正後の条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

（提案理由）

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行による卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の改正に伴い、地方卸売市場における業務についての規制に係る規定等を改める必要がある。